

3) 共同管理施設及び維持管理

令和8年度より一部の施設の供用開始を予定しております。これにより、令和8年度以降、帯広市と共同で管理する「共同管理施設」と各市町単独で管理する「単独管理施設」は下記の図1の通りとなります。

共同管理施設は、「美生ダムから用水供給先の分界点である伏美かわにし減勢分水工、芽室小水力発電所まで」の区間と「美生ダム中央管理センター」および「放流警報設備」とし、これらの施設の維持管理は帯広市と芽室町の両市町で実施します。

単独管理施設は、伏美かわにし減勢分水工より下流域であり、帯広市と芽室町で各々維持管理を実施します。

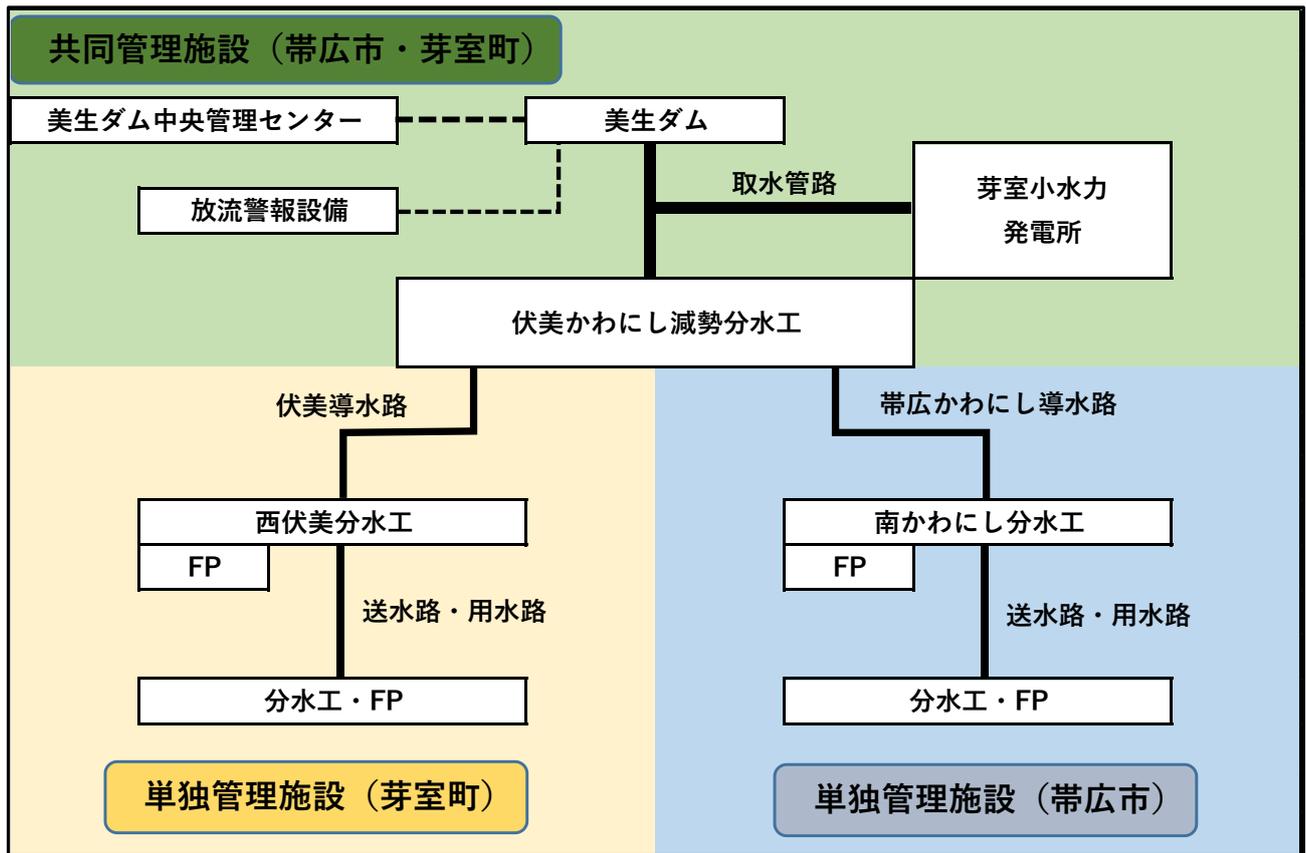


図1. 管理範囲図

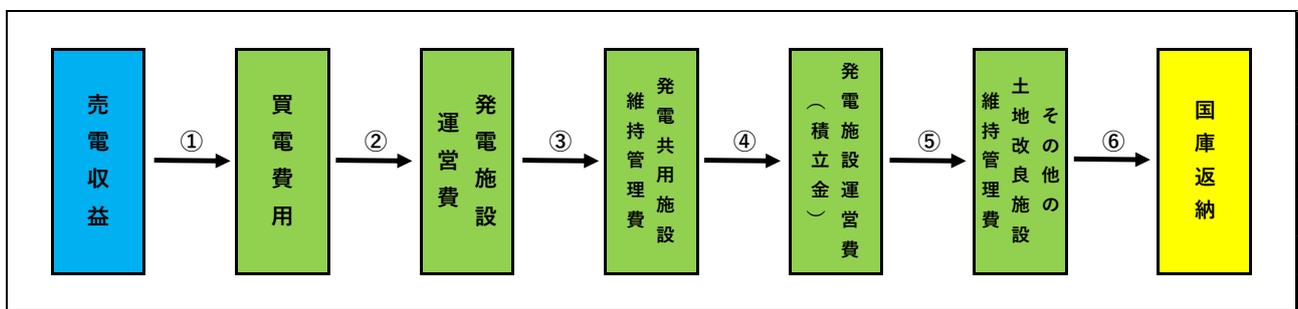
4) 小水力発電施設について

本地区では、土地改良施設の安定的な維持管理・運営に資することを目的に、美生ダムの取水施設（ダム取水設備～減勢分水工）の落差及び流量を活用した小水力発電施設（芽室小水力発電所）の整備を進めています。

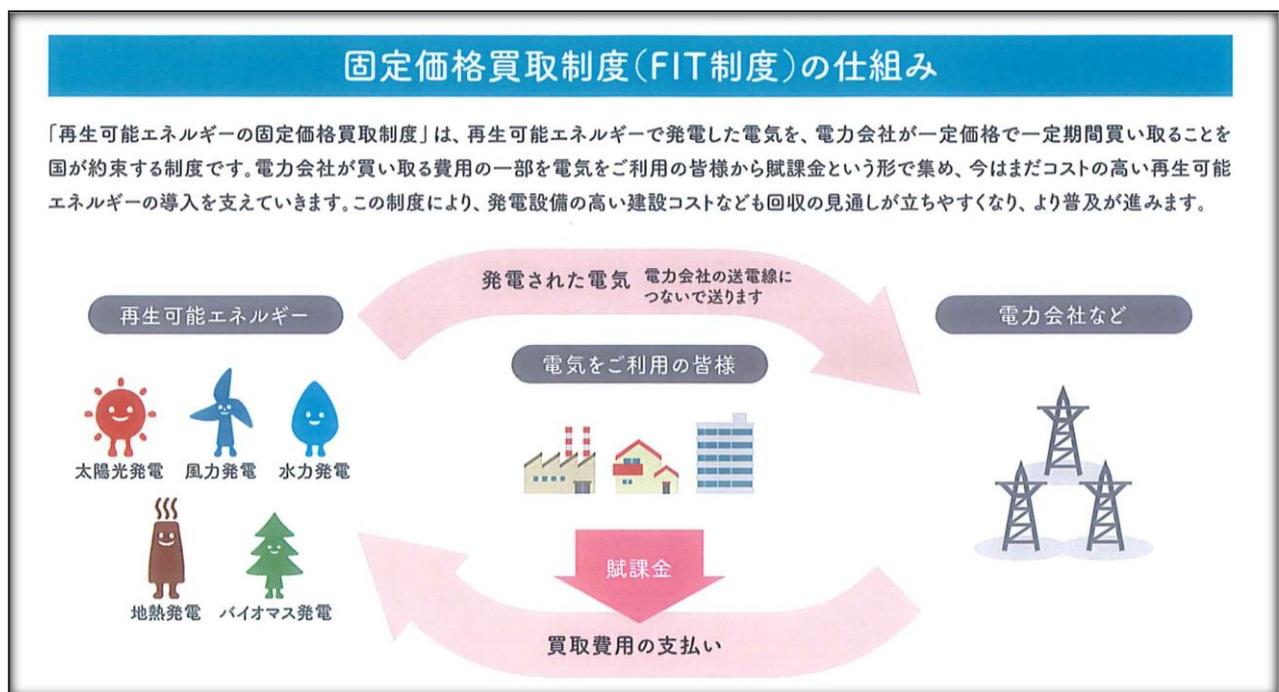
発電で得られた電力は、国の固定価格買取制度（以下「FIT 制度」という。）に基づき北海道電力へ売電します。この FIT 制度により 20 年間の固定価格買取となり、買取単価は 29 円/kwh（税別）を予定しており、発電量は年間約 340 万 kwh を予定しています。

これにより得た収入は、小水力発電施設や美生ダム関連施設、また、町内の土地改良財産の維持管理費へ充当することができるため、今後の維持管理費用の負担軽減を図ることができます。

なお、売電収入は国のルールに基づき「買電費用」「発電施設運営費」「発電共用施設維持管理費」「発電施設運営費（積立金）」「その他の土地改良施設維持管理費」の順に充当を行い、充当後の余剰金は国庫へ返納となります。



売電収益充当フロー図



固定価格買取制度 (FIT 制度) の仕組み

5) 美生ダム共同管理及び売電収入に伴う会計並びに関係条例の整備について

令和8年度より小水力発電施設が供用開始となることにより、売電収入の管理が必要となることから、収入の使途を明確にすることを目的として、芽室町小水力発電事業特別会計（仮称）を新たに設置する予定です。また、帯広市と共同で管理する共同管理施設の維持管理や施設運営事務は芽室町で実施することから、地方自治法第252条の14に基づき、共同管理者である帯広市より芽室町が事務の委託を受けて実施します。

これらの実施に際しては、下記の条例や規則の整備が必要となり、令和8年度供用開始に向け、令和7年度に議会の議決を受ける必要があることから、令和6年度は条例・規則の洗い出しや素案の作成を行い、随時、所管委員会への説明をしていきます。

○整備が必要な条例や規則など（予定）

1. 芽室町小水力発電事業特別会計条例（仮称）
2. 芽室川西地区小水力発電施設の設置及び管理に関する条例（仮称）
3. 芽室川西地区小水力発電施設の設置及び管理に関する規則（仮称）
4. 芽室小水力発電所管理規程（仮称）
5. 芽室川西地区小水力発電施設積立金等管理規程（仮称）
6. 美生ダムほか共同管理施設の維持管理の事務委託に関する規約（仮称）
7. 芽室小水力発電所の維持管理の事務委託に関する規約（仮称）

地方自治法抜粋 (事務の委託)
第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理及び執行させることができる。

6) 特別会計及び条例・規則の整備スケジュール

日 程 作業項目	令和6年度												令和7年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
委員会への主要事業説明	→																							
条例・規則の洗い出し 帯広市との協議			→																					
条例・規則の修正										→														
条例の議会提案 規則の制定																		→						
事務の委託（地方自治法252の14）に基づく北海道知事への報告																							→	
委員会への説明	随 時																							